

令和3年(ワ)第24557号 損害賠償請求事件

原告 閲覧制限

被告 東京都

## 証拠説明書 (甲24～29)

令和5年8月14日

東京地方裁判所民事第25部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 西山温子 他

### 記

甲	標目 (原本・写しの別)	作成者	作成 年月日	立証趣旨
24	意見書 原本	申恵丰	R5.3月	日本国の司法機関は、人種差別撤廃条約の趣旨を国家賠償法の解釈・適用において適切に反映させなければならないこと。 本件では、公務員による人種差別が問題となっており、日本国の司法機関は国家賠償法の解釈・適用にあたって人種差別撤廃の趣旨を反映させた認定が必要であること。 本件では、2次被害の重大さを加重要素として高額な賠償額が認められるべきであること。
25	人種差別 撤廃条 約・批准 状況 写し	国連人権 高等弁務 官事務所	R5.2.21	人種差別撤廃条約の各国の批准状況。 日本は1995年12月15日に批准している事実。
26	general recommen dation No.14 写し	国際連合 人種差別 撤廃委員 会	1993年	「人種差別」とは「目的」か「効果」のいずれかが存在すればよく、行為者が主観的に「差別するつもりはなかった」という意識であったとしても、人種差別がなかったということとはできないこと。
27の1	general recommen dation No.31 写し	国際連合 人種差別 撤廃委員 会	2005年	人種差別撤廃委員会が、刑事司法手続における人種差別防止の必要性について、一般的勧告を採択している事実、及びその内容。

27 の 2	一般的勧告 1-33 日本語訳	写し	村上正直 (監訳)		一般的勧告 1-33 の日本語訳文 (甲 2 6 及び甲 2 7 の 1 の訳文含む)
28 の 1	general recommen- dation No. 36	写し	国際連合 人種差別 撤廃委員 会	2020. 12 . 17	人種差別撤廃委員会が、特に人種的プロファイリングについて取り上げて、詳説した一般的勧告を採択している事実、及びその内容。
28 の 2	甲 28 の 1 の和訳	写し			甲 28 の 1 の和訳。
29	自由権規約委員会 No. 1493_ 2006	写し	国際連合 自由権規約委員会	2009. 8. 17	自由権規約委員会が、法執行機関による人種的プロファイリングが「関係する個人の尊厳に否定的な影響を与えるのみならず、公衆全体に外国人嫌悪の態度を広めることにつながる」る違法な差別であり、自由権規約 2 条 3 項と併せ読んだ 26 条の違反となると判断した先例
29 の 2	甲 29 の 1 の和訳	写し			甲 29 の 1 の和訳。

以上